

NO. 415
平成11年(1999)
4/1(木)



小笠原 —OGASAWARA— 村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

ホームページアドレス

<http://www.Islands-net.metro.tokyo.jp/ogasawara/>

小笠原の花・木・鳥・魚

花 ムニンヒメツバキ 鳥 ハハジマメグロ
木 タコノキ 魚 アオムロ

住民基本台帳登録者数(3/1)

2413人

父島 母島

人口 1968人 445人

世帯 1095 223

短期滞在者 156人 66人

2月気象状況(父島)

最高気温 23.6℃

最低気温 12.2℃

平均気温 18.1℃

平均湿度 65%

月降水量 20.5mm

ダム貯水量

2/26現在

父島

100/100

母島

100/100

村役場の組織が一部かわります

四月一日から村役場に課を二つ新設します。
新しい課の分担は、次のとおりです。

「健康福祉課」

福祉に関すること

保健衛生に関すること

「診療所」

医療に関すること

父島、母島各診療所の運営

健康福祉課の詳しいことについては、十ペー
ジをご覧ください。

事務手数料の改定について

四月一日から左記の各種証明書等の事務手
数料が一件又は一回につき二百円となります。

住民票写し・居住証明・戸籍の附票・身分

証明等印鑑に関する証明

法人・事業場に関する証明

営業・業務に関する証明

村税・諸収入に関する証明

土地・建物などに関する証明

土地・建物などの被害に関する証明

寺社・宗教に関する証明

埋葬・火葬に関する証明

文書受理に関する証明

公簿・公文書・図書に関する証明

村長の指定する事項に関する証明

請願書・届出に対する奥書など

公簿・公文書の謄本・抄本の交付

公簿・公文書の閲覧

問合せ先

総務課総務係

総務課税務係

村民課住民係

二・三二二一
二・三二二一
二・三二二一
二・三二二一

乳幼児健診・歯科健診の お知らせ

お知らせ

平成十一年度から乳幼児健診(父島)の実
施場所は、地域福祉センターに変わります。

対象者は、今月で三・四ヶ月、六ヶ月、九
ヶ月、一歳六ヶ月、三歳になる乳幼児です。

右記の対象者には、個別に通知いたします。

対象者以外の方で、乳幼児健診をご希望の方
は、事前にご連絡下さい。また、歯科健診も

同日開催しており、対象者は六歳未満の乳幼
児です。歯科健診については、予約制となり

ますので、ご希望の方は事前に予約を入れて
下さい。なお、歯科健診については、希望者

が多い場合、翌月となる場合もありますので、
ご了承ください。

今月の実施日程は、左記のとおりです。

父島 四月二十三日(金)

十四時〜十六時

地域福祉センター二階

問合せ先

健康福祉課健康福祉係

二・三三三九

第十二回伊豆諸島・小笠原 駅伝競走大会(三宅島大会)の 開催と参加者の募集について

例年この時期に開催されるこの大会も今
回で第十二回目を迎えます。今年は、次の日
程で三宅島にて実施されます。

今年も小笠原村より一チームを編成し、ス
ポーツを通して都内と島との交流を深めて
いきたいと考えており、現在参加者を募集し
ています。

参加を希望される方は、四月九日(金)ま
でに教育委員会までご連絡ください。

◎大会会場

三宅島(三宅村内の五区間三十・六キロ)

◎日程

五月二十八日(金) 二十二時三十分

二十九日(土) 三宅島着、コース下見

三十日(日) 開会式、代表者会議

三十一日(月) 駅伝競走大会

午後 三宅島発

二十時三十分

竹芝橋着

◎参加資格

①三月一日現在、村内に居住者又は小笠原

関係者で二十歳以上のもの

②健康で所定の距離を完走できるもの

③スポーツを通じ友好親善に協力できる者

④全日程に参加できるもの

◎参加費用

小笠原よりの全行程を含めて、自己負担分

二万円程度

問合せ先

教育委員会

二・三二一七

国民健康保険証の更新について

国民健康保険の保険証の更新を行っていま
す。

現在お持ちの保険証は、四月一日以降使用
できませんので、村役場村民課窓口又は母島
支所にて新しい保険証とお引替え下さい。

村民課住民係 二・三二二一

母島支所 三・二二二一

母島支所 三・二二二一

母島支所 三・二二二一

母島支所 三・二二二一

母島支所 三・二二二一

母島支所 三・二二二一

母島支所 三・二二二一

平成十一年度

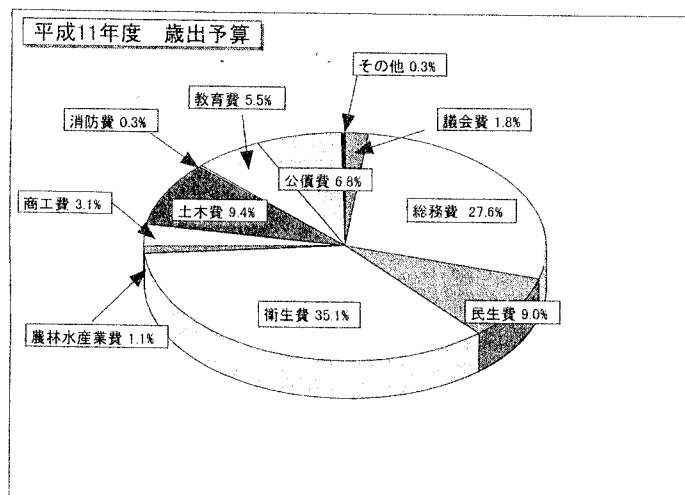
小笠原村予算のあらまし

平成十一年度小笠原村予算は、平成十一年第一回小笠原村議会定例会において、予算特別委員会の審議を経て、三月二十六日に可決されました。

平成十一年度予算につきましては、厳しい財政状況が続く中での編成となりましたが、平成六年度より進めております小笠原村第二次総合計画に掲げる将来像「世界のモデル『交流アイランド』小笠原」の実現を目標とし、「自立を目指した産業振興策の実施」「生活基盤施設の整備・更新」「保健福祉、医療、教育の充実」「新集落整備の推進」「航空路早期開設の推進」などを重点項目として挙げ、各種事業の確実な執行を目指した予算編成を行いました。また、今年度は、「財政健全化計画」を策定し、財政の健全化に取り組んで参ります。

一般会計予算は、総額三十五億三千六百九十四万六千円で平成十年度当初予算と比較すると二十一・九〇%の減になっています。

平成十一年度予算の総合計画への反映状況は、次のとおりです。



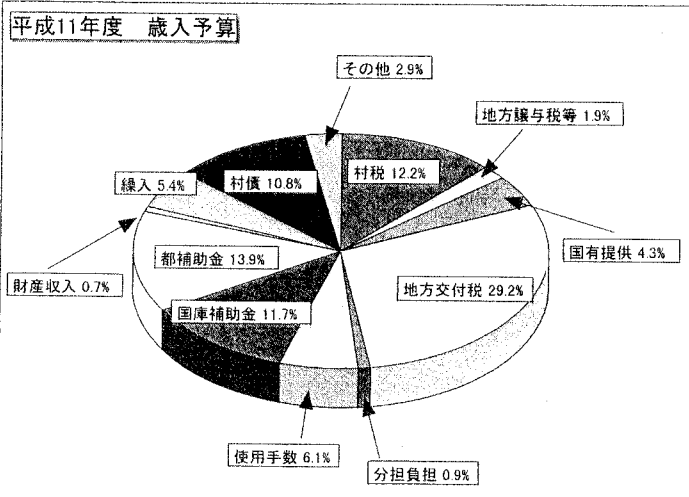
〔一般会計歳出予算目的別計上額〕

科 目	単位:千円	(構成比)	(増減率)
議 会 費	63,955	(1.8 %)	(Δ1.8 %)
総 務 費	976,923	(27.6 %)	(Δ7.7 %)
民 生 費	319,778	(9.0 %)	(Δ70.3 %)
衛 生 費	1,241,295	(35.1 %)	(5.6 %)
農 林 水 産 業 費	37,042	(1.1 %)	(6.4 %)
商 工 費	109,345	(3.1 %)	(Δ3.1 %)
土 木 費	330,609	(9.4 %)	(Δ31.1 %)
消 防 費	8,848	(0.3 %)	(Δ73.1 %)
教 育 費	195,634	(5.5 %)	(Δ15.2 %)
公 債 費	241,881	(6.8 %)	(Δ2.7 %)
そ の 他	11,636	(0.3 %)	(Δ6.7 %)
合 計	3,536,946	(100.0 %)	(Δ21.9 %)

〔一般会計歳出予算性質別計上額〕

科 目	単位:千円	(構成比)	(増減率)
人 件 費	671,896	(19.0 %)	(5.3 %)
物 件 費	1,041,249	(29.4 %)	(Δ1.3 %)
補 助 費	399,118	(11.3 %)	(Δ18.5 %)
普通建設事業費	1,024,590	(29.0 %)	(Δ40.7 %)
公 債 費	241,881	(6.8 %)	(Δ2.7 %)
扶 助 費	37,031	(1.1 %)	(2.7 %)
繰 出 金	46,238	(1.3 %)	(Δ80.4 %)
そ の 他	74,943	(2.1 %)	(Δ23.1 %)
合 計	3,536,946	(100.0 %)	(Δ21.9 %)

会 計	単位:千円	(増減率)
一 般 会 計	3,536,946	(Δ21.9 %)
国民健康保険特別会計	107,771	(Δ30.7 %)
簡易水道事業特別会計	206,764	(Δ22.4 %)
老人保健特別会計	72,835	(13.9 %)
宅地造成事業特別会計	122,605	(Δ28.4 %)
農業共済事業特別会計	11,119	(—)
合 計	4,058,040	(Δ21.7 %)



〔一般会計歳入予算計上額〕

科 目	単位:千円	(構成比)	(増減率)
村 税	430,974	(12.2 %)	(11.4 %)
地方譲与税及交付金	68,026	(1.9 %)	(9.7 %)
国有提供施設等所在市町村助成交付金	152,788	(4.3 %)	(3.8 %)
地方交付税	1,034,038	(29.2 %)	(Δ9.8 %)
分担金及負担金	33,365	(0.9 %)	(Δ2.8 %)
使用料及手数料	215,209	(6.1 %)	(Δ9.5 %)
国庫支出金	412,704	(11.7 %)	(Δ46.5 %)
都支出金	490,391	(13.9 %)	(Δ14.6 %)
財産収入	25,055	(0.7 %)	(44.0 %)
繰 入 金	192,411	(5.4 %)	(Δ30.2 %)
村 債	381,400	(10.8 %)	(Δ48.9 %)
そ の 他	100,585	(2.9 %)	(Δ22.2 %)
合 計	3,536,946	(100.0 %)	(Δ21.9 %)

平成11年度予算の総合計画反映状況

章	節	予算額(千円)	主要事業項目
第1章	亜熱帯の自然と共生したモデルとなる地域づくり		
	1 計画的な土地利用	2,119	扇浦地区開発施策調整、洲崎地区整備他
	2 自然環境の保全と活用	5,000	野生生物生態調査他
	3 環境美化の推進	22,163	ごみ持帰り運動推進、シロアリ駆除作業他
	4 小笠原らしい景観形成	-	公共施設緑化工事樹木移植工事
	小 計	29,282	
第2章	島の特性を生かした快適で魅力のある生活環境づくり		
	1 航空路の早期開設	-	要望活動
	2 交通環境の整備	150,800	清瀬5号線他、南進線延長要望、通学タクシー運行
	3 情報通信体制の整備	152,876	テレビ運営費負担金・管理組合補助他
	4 良好な住環境の整備	-	住宅建設政策検討
	5 上・下水道の整備	393,530	導送配水管取替、処理場改良工事(父)他
	6 廃棄物対策の充実	340,635	ごみ処理施設用地買収(母)、埋立処分施設工事(父)他
	7 消防防災体制の充実	8,493	備蓄品の購入、消防備品の購入他
	小 計	1,046,334	
第3章	観光と農漁業が連携した活力ある産業づくり		
	1 活力ある農業の振興	4,674	農業経営基盤強化促進事業、農業者研修補助他
	2 安定した水産業の展開	18,504	水産資源増殖事業、漁業者研修補助他
	3 魅力ある観光拠点の整備	16,244	観光振興基本調査他
	4 観光客受入体制とPR活動	32,666	ガイドマップ印刷・配布、観光事業費補助金他
	5 親しまれる商業地の整備	-	融資制度要望他
	6 消費生活の保護・充実	-	消費者意識高揚のための広報他
	小 計	72,088	
第4章	長寿社会に即したやさしさのある社会づくり		
	1 健康づくりの推進	1,051	健康教育、健康教室、健康相談他
	2 医療体制の充実	29,666	医療事業計画策定調査、医療機器購入他
	3 高齢者対策の充実	69,984	成人病ドックの実施、日常生活用具給付事業他
	4 地域福祉の推進	40,925	社会福祉協議会運営費補助他
	5 コミュニティ活動の充実	-	コミュニティリーダーの育成方法検討
	小 計	141,626	
第5章	時代の変化に対応した国際性豊かな人づくり		
	1 学校教育の充実	42,603	校舎改修、補食給食運営費、父母交流学习他
	2 生涯学習の環境整備	-	学校施設の開放他
	3 小笠原文化の振興	4,906	文化団体振興補助金、ロース記念館の管理委託他
	4 村民総スポーツの推進	12,316	社会体育振興補助金、奥村運動場等改修他
	5 国際化への対応	-	国際交流の促進検討
	小 計	59,825	
第6章	計画の実現を図るために		
	1 村民参加システムの確立	-	各種審議会等設置・充実
	2 広報広聴活動の充実	1,555	村民だより発行経費他
	3 効率的な行財政運営確立	9,076	OA機器導入他
	4 職員の資質向上	4,078	職員研修参加実施
	5 関係機関への要請	-	関係機関への財政支援要請他
	小 計	14,709	
総 計		1,363,864	

(注)第二次小笠原村総合計画の各項目ごとの事業内訳であり、定常的な経費は含まれないため、平成11年度予算総額とは一致しません。

津波予報が変わります

◎津波予報が新しくなります。

気象庁では、津波の発生が予想される時、津波予報を発表しています。

これまでの津波予報は、過去に発生した津波の事例に基づいて、海岸における津波の高さを経験により予報していました。

平成十一年四月から発表する新しい津波予報では、日本近海のあらゆる場所での地震を想定し、スーパーコンピュータを使って、あらかじめ計算した結果を地震発生時に検索し、津波の高さ、津波の到達時刻を予報します。

この新しい津波予報が小笠原諸島を含め、どのように改善されたか紹介いたします。

◎津波予報区が細分化されます。

これまでの津波予報は、全国を十八の予報区に分けていました。このため一つの予報区が複数の県にまたがる広い範囲となり、津波の影響が及ぶ範囲が狭い場合でも予報区全体に同じ津波予報が発表されるなどの問題がありました。

また、この予報区に小笠原諸島は、含まれていませんでした。

新しい津波予報では、津波予報区を、①に示すように十八から六十六に細分化し、原則として府県単位としています。この中に小笠原諸島も一つの予報区として含まれています。

このように予報区を細かく設定することにより、これまでに比べて実際の津波に、より近い予報を発表できるようになります。

◎予想される津波の高さが具体的な数値で発表されます。

これまでの津波予報では、津波の高さを「高い所で三メートル以上」などと幅のある表現をしているため、津波の高さが具体的な数値で示されないという問題がありました。

新しい津波予報では、図②と表に示すように予報区内の最大の予測値を「予想される津波の高さ」として具体的な数値で発表します。

この情報により、来襲する津波の状況の詳細を知ることが出来るようになります。なお、被害の心配がない微弱な津波（概ね二十センチ未満）については津波予報を発表せず、若干の海面変動の可能性はあるが被害の心配がない旨をテレビ等の地震情報の中でお知らせします。

◎小笠原諸島の津波予報

小笠原諸島が一つの予報区として定められたことにより、これからはテレビ等を通じて、小笠原諸島の津波情報が発表されるようになります。また、気象庁から現地へ情報を提供することにより関係機関及び村民がより的確な防災体制をとれるようになります。

新しい津波予報

図1

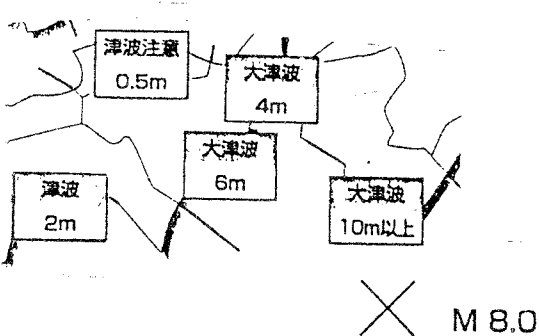


図2

マグニチュード8.0の地震が
×で示した場所で発生した場合

予 報 の 種 類		解 説	発表される津波の高さ
津 波 警 報	大 津 波	高い所で 3m 以上の津波が予想されますので、厳重に注意して下さい。	「3m」「4m」「6m」「8m」「10m」以上
	津 波	高い所で 2m 程度の津波が予想されますので、警戒して下さい。	「1m」「2m」
津 波 注 意 報	津波注意	高い所で 0.5m 程度の津波が予想されますので、注意して下さい。	「0.5m」

表

地域振興券取扱事業者

三月号のご案内した後、追加登録された「地域振興券取扱事業者」は、次のとおりです。
なお、これ以降は村民だよりでの紹介はいたしませんので、各事業者店頭の「地域振興券取扱事業者」のポスターでお確かめ下さい。

- アサヒ産業 (小売)
 - オーシーエフ (小売)
 - 沖山商店 (小売)
 - コペペ (小売)
 - かがや亭 (飲食)
 - カフェテラスコノ (飲食)
 - ナインボール (飲食)
 - ボニーナ (飲食)
 - ペンションキャベツビーチ (宿泊)
 - 小笠原整備工場 (整備)
 - 共勝丸 (海運)
 - 石橋整骨院 (整骨院)
- 問合せ先
地域振興券の交付に関すること
総務課総務係 二・三二一
事業者(商店等)に関すること
産業観光課産業観光係 二・三二四

小笠原村職員の募集について

- 一、職種及び採用人員
助産婦 一名
- 二、採用予定日
六月一日以降
- 三、勤務場所
父島及び母島
- 四、待遇
小笠原村給与条例等による
- 五、受験資格
昭和二十九年四月二日から昭和五十三年四月一日までに生まれた方で、助産婦免許をお持ちの方
- 六、試験の方法等

口述試験

七、試験の場所及び日時

・第一会場

小笠原村役場 (日時は後日指定します。)

・第二会場

小笠原村東京連絡事務所

五月一日(土)

八、申込用紙の請求先

総務課総務係 二・三二一

九、申込の受付場所及び受付期間

【持参申込】

総務課総務係

母島支所庶務係

小笠原村東京連絡事務所

四月一日(木)から二十一日(水)までの九時から十七時まで

(土、日、祝日を除く)

【郵送申込】

〒一〇五・〇〇二一

港区海岸一・十二・二

竹芝客船ターミナル

小笠原村東京連絡事務所

四月二十一日(水) 必着

小笠原村廃棄物の処理及び

清掃に関する条例を制定

平成十一年三月十二日に「小笠原村廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が制定され、来る四月十日に施行されることになりました。これまでのようにごみは単に燃やして埋めるというような考えではなく、少しでも排出量を減らし、リサイクルを推進していかなければ、小笠原村はあつという間にごみの村になってしまいます。そのため、できるだけ再生品を使用する等、村民の皆様のご協力が必要になります。

また父島では、「父島クリーンセンター」への一部持ち込みごみを有料化いたします。ただし準備期間を設けておりますので、実際の

の料金の徴収は六月一日からとなります。

★条例要約

施行日 四月十日

一条 条例の目的

この条例は、小笠原村における適正な廃棄物の処理及び清掃について定め、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

二条 廃棄物の定義

家庭系一般廃棄物

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

三条 事業者の責務

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に関し村の施策に協力しなければならない。

事業活動に伴って生じた廃棄物については、単独に又は共同して適正に処理しなければならない。

事業活動に伴って生じた製品、容器等が一般廃棄物となった場合において適正な処理が困難なときは、自らの責任でその一般廃棄物を処理しなければならない。

四条 村民の責務

廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用若しくは不要品の活用等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

五条 多量の事業系一般廃棄物

村長が運搬を命令することができる多量の事業系一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

※一回の排出量 二十キログラム以上

その際は、分別・切断・圧縮等あらかじめ前処理に努め、搬入しなければならない。

六条 一般廃棄物処理手数料の徴収

別表一及び二に掲げる手数料を徴収する。ただし、母島においては適用しない。

七条 村が処理することができる産業廃棄物

別表三に掲げる廃棄物とし、一般廃棄物とあわせて処理することができるが、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量とする。

八条 あわせて処理することができる産業廃棄物処理手数料の徴収事業者から別表三に掲げる手数料を徴収する。ただし、母島においては、別表三の番号①・②・③については、適用しない。

九条 村が処理する建設残土

村は、埋立処理が可能な範囲で、建設残土を処理することができる。

十条 建設残土処理手数料の徴収

(一) 事業者から別表四に掲げる手数料を徴収する。

(二) 搬入場所は村長の指示による。

十一条 手数料の減免

天災その他特別な事情があると村長が認めたときは、手数料を減免することができる。

別表一 一般廃棄物(動物の死体を除く) 処理手数料

区 分	手 数 料	
	排出単位	単価
廃棄物の区分	備 考	
建物・ポート等解体屑、梱包用木材(金属くずを除く)	家庭系事業系	一キログラムにつき 三十円 三十円 五十円
伐木、剪定枝、草	事業系	請負に関わるもの 一キログラムにつき
金属くず(工作物の除去等に伴うもの)	家庭系事業系	一キログラムにつき

別表三 産業廃棄物処理手数料

区 分		手数料	
廃棄物の区分	備考	排出単位	単価
① 木くず (建物等解体屑、新築廃材及び建設業全般に関わるもの)		一キログラムにつき	三十円
② 廃プラスチック (FRP漁船等解体くず)		一キログラムにつき	五十円
③ 建設廃材 (工作物の除去に伴って生じた金属くず)		一立方メートルにつき	八百四十円
④ 建設廃材 (工作物の除去に伴って生じたアスファルト、コンクリートの破片など)	数量は設計数値による	一立方メートルにつき	八百四十円

別表二 一般廃棄物(動物の死体)処理手数料

区 分			手数料	
廃棄物の区分	排出による区分	備考	排出単位	単価
動物の死体(概ね成体の犬、猫、アライグマ程度まで)	家庭系 事業系		一頭につき	五百円
動物の死体(右記を越える大きさの動物)	家庭系 事業系		一頭につき	一千円

別表四 建設残土処理手数料

区 分	備 考	手数料	
		排出単位	単 価
建設残土	数量は設計数値による	一立方メートルにつき	八百四十円

以上、条例の要約を記しました。条例の全文は、産業観光課もしくは母島支所に備えてあります。

産業観光課産業観光係 二・三二一四
母島支所庶務係 三・二二一一

ごみの出し方が変わりました

(父島)

父島クリーンセンターの完成により、去る三月十五日よりごみの分別が変わりました。皆さんのご協力により、ほとんどのステーションで細かくきちんと分別されて出されています。

しかし一部では、分別が全くできていないかたり、収集日以外の日や朝八時以降に出す方がいます。

分別がきちんとされていないと、リサイクルすることができません。分別表を参考に、ごみは六分別で出して下さい。また、出し方

の悪いごみは収集できませんのでご注意ください。

★出し方の注意

・ごみは、収集日の朝八時までに出してください。

・焼却ごみは、東京都推奨半透明ごみ袋かポリバケツで出してください。

・その他コンテナで回収するものは、必ず袋(レジ袋等)から出して入れてください。

・ただし、割れたガラスや刃物等危険なものは袋等に入れて出してください。

・金属類で、アルミホイール等細かい物を出されるときは、輪ゴム等で一つに束ねたり、他の金属類(缶詰等)の中に入れて、コンテナの中に入れてください。

その他ごみのことでわからないことがありましたらお気軽にお問合せ下さい。

問合せ先 産業観光課産業観光係 二・三二一四

産業観光課産業観光係 二・三二一四

洲崎不燃物処分場を廃止します

これまで、個々の持ち込みごみや一般収集の不燃ごみを焼却していた洲崎不燃物処分場は、四月九日をもって廃止いたします。十日以降は父島クリーンセンターに持ち込むことになりますので、お間違えのないようお願いいたします。

(ただし、大量の伐開木等受け入れられないものもあります)

産業観光課産業観光係 二・三二一四

小笠原いま・昔(二十二)

思い出草(母島よいとこ)

唱歌の時間に「母島よいとこ」の歌を習いました。先生のオルガンに合わせて「はいはい、ま、よいおいとこ、ちーぶーさーのやーまあの、やまのー。」と大声で歌いました。

怒鳴っている男の子もいました。唱歌の時間には、必ず歌いました。教科書には出ていない楽しい面白い歌でした。難しいことはなかった、意味がわからなくても、大きな声で、一生懸命に歌いました。他の学年でも唱歌の時間には歌ったようで、時々他の教室からも聞こえて来ました。

高学年になって知ったのですが、加藤先生(男性)が沖村小学校に赴任されて、島らしい歌が無いのを残念に思い、作詞作曲されて、昭和十二年の秋に発表して広められたということでした。

また、加藤先生の息子さんからは、「かんけり」を教わりました。学校の休み時間もかんけり、家へ帰ってから遊ぶ時にもかんけり、と大流行しました。当時は「水雷艦長」という遊びが一番人気だったのですが、新しい遊びに皆夢中になり、男子も女子も一緒に遊んで、かんけりを楽しまました。

「母島よいとこ」の後日談になりますが、平成十年二月の文化サークル発表会の折に、母島のコーラスグループが「母島よいとこ」を斉唱されました。それを聞いた母島出身のT子叔母さんが「私も青年団時代に習いましたよ。昔を思い出しながら、なつかしく楽しく聞きました。」と話されました。思わず胸が熱くなるとても嬉しい言葉でした。

母島在住の方々、折にふれて歌われるようですが、私も当時を思いながら、時々口ずさんでいます。このように「母島よいとこ」は、いまも愛唱されて、母島を代表する歌となっているように思われます。加藤先生がお聞きになれば、きっとお喜びになられることと思います。

昭和五十三年十月二十五日発行の小笠原協会新聞(第六十二号)に、青梅市在住の加藤勝美氏が「母島よいとこ」の歌詞を九番まで(昭和十二年秋作)として寄稿されていますが、加藤先生にゆかりのあるお方ではないかと、推察しております。

(森田嘉子)

ペットボトルの

拠点収集について (母島)

四月一日より、母島でペットボトルの拠点収集を開始します。母島支所・村民会館の玄関に丸かごを設置しますので、各家庭・事業所等から出たペットボトルを持ち寄って下さい。

また、次のルールを守って搬入して下さい。

- ・中身を洗浄する。
- ・キャップを外す。
- ・つぶす。(足で簡単に踏み潰せます。)
- ・皆さんから集めたペットボトルは内地に運ばれ、資源として再利用されます。一本でも多く、ボトル回収にご協力下さい

母島支所 三・二二二

平成十一年度地域振興に係る

補助事業 (上期分) の

募集について

(財) 東京都島しょ振興公社では、東京都島しょ地域の各町村長が認める団体・グループに対し、予算の範囲内において事業費の一部を補助する事業を行います。

補助の条件等は次のとおりです。

◎交付対象となる団体・グループ

① 団体

公社が補助する団体として相応しい団体 (地方公共団体は除く)

② グループ

概ね五名以上で組織し、代表者・会則等のあるグループのうち、公社が補助する事業に相応しい計画等を持つグループ

◎交付対象事業

- ① 地域振興に係る特産品に関する事業
- ② 地域振興に係る観光振興に関する事業
- ③ 地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

◎補助率

補助対象経費の五分の四以内とし、その補助額は百万円を限度とする (特に必要と認められる事業については二百万円を限度とする)。

ただし、地域振興に係る補助事業のうち、観光振興・人材育成事業において視察に関するものは、補助額の限度を六十万円とする。

◎事業期間

事業については、平成十二年三月三十一日までとする。ただし、特に必要と認められる事業については、事業期間終了後更に一年間の延長を認める。

◎提出書類

- ・計画書 (様式あり)
- ・収支計画書
- ・会の規約
- ・会員名簿

◎提出期限

四月三十日 (金)

◎提出先

- ・企画財政課企画係
- ・母島支所

◎注意事項

振興公社では、提出された計画書をもとに補助事業の対象とするかどうか審査・決定しますので、計画書には事業内容や事業目的を詳しく明示して下さい。

問合せ先

企画財政課企画係

二・二二二

村長出張報告

出張期間 二月二十七日～三月八日

- ・東京都島しょ振興公社理事会出席
- ・地域経済基盤強化対策協議会出席
- ・硫黄島遺骨収集要望
- ・微生物浄化システム視察

母島巡回労働相談のお知らせ

小笠原総合事務所では、毎月、「母島」において担当職員による労働相談等を実施しています。

四月の相談日時等は次のとおりです。

なお、「父島」においては、随時、相談をお受けしておりますので、小笠原総合事務所までお問合せ下さい。

◎実施日時

四月二十六日 (月) 十七時～十八時まで

◎実施場所

母島村民会館 二階和室

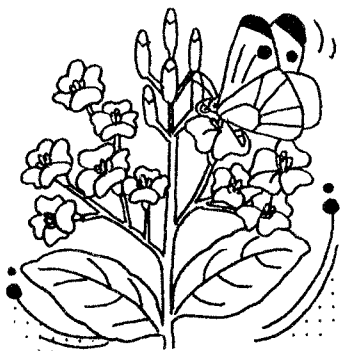
◎相談内容

- 労働相談 (賃金・労働時間・安全衛生等)
- 労災保険 (加入・労災給付等)
- 求人求職 (求人求職申込)
- 雇用保険 (加入・失業給付等)

問合せ先

小笠原総合事務所

二・二二〇二



小笠原高等学校図書館開放

◎開館日時

祝祭日を除く

・毎週水曜日

十七時～十九時まで

・毎週土曜日

十五時～十八時まで

◎四月の開放日

十日 (土) 十四日 (水) 十七日 (土)

二十一日 (水) 二十四日 (土)

二十八日 (水)

の六日間です。

新年度は、新着本が二百冊以上入りますので、どうか奮って来館下さい。また、職員玄関脇に返却ボックスを用意しました。これまでは、開館している時しか返却できませんでしたが、いつでも都合の良い時に来校して返却できます。

どうぞご利用ください。

※図書室では、利用者カードを発行しております。初めて来館される方は、ご面倒でも免許証や村民カード等の身分を証明できるものをお持ち下さい。

また、図書室では、小笠原に関する歴史・自然に関する資料を収集しております。詳しい情報をお持ちの方はぜひ一報下さい。

問合せ先

小笠原高等学校

二・二三四六

平成十一年度

都営小笠原住宅(父島)の
新築及び空家募集のお知らせ

この住宅は、小笠原諸島へ帰島を希望する旧島民の帰島促進や小笠原諸島での住民の生活の安定及び福祉の向上を図るための住宅です。

◎新築住宅募集について

・住宅名

小笠原二見台アパート二号棟

・所在地

小笠原村父島字清瀬

・募集戸数

十二戸(鉄筋コンクリート三階建 三DK 六十八㎡)

・住宅使用料

未定

・新築住宅募集説明会 四月二日(金)

小笠原支庁二階 大会議室

十時から

◎空家住宅募集について

・募集対象

四月一日から平成十二年三月三十一日まで

に発生する空家住宅

・住宅使用料

一万五千六百円～四万二千五百円

◎申込書配布について

四月十五日(木)から四月三十日(金)までの期間次の場所で配布します。空家住宅の申込書は①、②の場所で配布となります。

①小笠原支庁土木課

②小笠原支庁母島出張所

③住宅局管理部募集課

④総務局行政部地域振興課

◎申込方法について

四月十五日(木)九時から四月三十日(金)十七時までに直接又は郵送にて次の場所で受け付けます。(郵送の場合は四月二十三日(金)消印有効)

・持参

小笠原支庁土木課住宅係
・郵送

〒100-0201

東京都小笠原村父島字西町

東京都小笠原支庁土木課住宅係

◎申込資格

ア 次の①、②のいずれかに該当する方で

③、④の条件を全て満たしている方。

①旧島民(帰島者)の方で振興開発計画に基づき小笠原諸島に永住するため、

帰島を希望する方。

②申込日現在、小笠原諸島に住所を有する方。

③小笠原諸島における住民の福祉の向上又は小笠原諸島の振興開発を図るために必要とする産業に従事しようとする方、

④振興開発計画に基づく事業の施行に必要な工事その他の業務に従事する方。

前記アに該当するほか、次の①、③、④の全

ての要件を満たすことが必要です。

①独立の生計を営んでいること。

②次の(一)～(三)のいずれかに該当する方と現在同居しているか、又は同居する予定であること。

(一)親族(内縁関係、養親子関係、婚姻者を含む)

(二)申込者に雇われている方。

(三)申込者と共同で事業を営む方、又は申込者と同一の事業所に勤める方。

③住宅に困ることが明らかな方、又は現に住宅に困っている方。

ウ 現に小笠原住宅の使用及び世帯員であっても新築住宅の申込みができます。

ただし、新築住宅の使用になった場合は、現に居住する小笠原住宅を返還していただきます。

エ 新築住宅及び空家住宅募集について併願の申込みができます。この場合、新築住宅の使用予定者になった時に、空家住宅抽選

の権利は辞退していただきます。

◎抽選予定日

六月七日(月)

◎入居予定日

・新築住宅 七月一日(木)

・空家住宅 空家発生時

★平成十年度都営小笠原住宅(父島)
訪問調査の結果について

昨年十月に実施した住宅訪問調査にご協力いただき、ありがとうございました。調査の結果を次のとおり、お知らせいたします。

都営小笠原住宅(父島)の調査戸数は二百六十六戸(全戸数)で、都営住宅居住者人口は六百三十六人、住宅使用許可書の変更を必要とするものは百二十五件でした。また適正使用についての指導を十一件について実施し、そのうち二件については適正を欠く使用状況のため、住宅を返還していただきました。

都営住宅に住むことができる方は、使用許可を受けた名義人とその世帯員のみで家族の方であっても許可を受けずに住むことはできません。

今後は、住宅使用許可書及び同居世帯員構成書に変更が生じた場合は、住宅係にご連絡を下さるようお願い致します。

なお、四月一日より、小笠原村飼育係が飼養条例が施行されますが、都営住宅は今までも同様ペット飼育は禁止です。ペット飼育は他の同居者の方に有形無形の迷惑をかけるだけでなく、住宅の明渡請求の対象となる場合もありますのでご注意ください。また、車両の駐車場への投棄及び未使用車両の長期駐車、住宅使用料の未納につきましても、より良い住宅管理を目指し努力して参りますので、居住者の皆様のご協力をお願い致します。

問合せ先 小笠原支庁土木課住宅係

二一・二二三

ザトウクジラシーゾンの
催し物のご案内

ホエールウォッチング協会では次の催しを開催しています。

◎「クジラの陸上観察会」

・日時

二、四月の「おがさわら丸」入港日の十六時から約一時間

四月三・九・十五・二十一・二十六日

場所 三日月山展望台

費用 無料

※村民だより三月号で開始時刻が十四時となっていました。十六時の誤りでした。

◎ナイトレクチャー「小笠原のクジラ・イルカの話」

・日時

三、四月の「おがさわら丸」入港日翌日の十九時三十分から約一時間

四月四・十・十六・二十二・二十七日

場所 Bしつぷ

(小笠原村商工観光会館) 二階会議室

・費用 資料代五百円

(OWA会員、村民無料)

◎ワイルドライフアート

「ドルフィンズ」小山裕代作品展

・日時 三月三日～五月十日まで

・場所 Bしつぷ

(小笠原村商工観光会館) 1階ホール

問合せ先 小笠原ホエールウォッチング協会

二一・三二五

小笠原諸島生活再建資金の

貸付利率変更のお知らせ

小笠原諸島生活再建資金の貸付利率が変更になりました。実施日は、四月一日からです。変更後の貸付利率は、次のとおりです。
(変更前に借り受けた資金の利率については、変更ありません。)

資金名	変更後の利率
農業資金	2. 1 %
漁業資金	2. 2 %
商工業資金	2. 9 %
住宅資金	2. 2 %
生活資金	1. 9 %

問合せ先

小笠原支庁産業課

二・三〇〇五

フリーマーケット開催の

お知らせ

三月に開催予定でしたフリーマーケットは、悪天候の為中止となりました。
参加予定者の皆様にはご迷惑をおかけしました。改めてフリーマーケットを開催したいと思ひます。

多くの方の参加をお待ちしております。

◎日時

四月十八日(日) 十二時～

※雨天の場合

四月二十九日(みどりの日)

◎場所

村役場第三庁舎下駐車場

問合せ先

二・三〇〇五 《永豆》
二・二六二八 《千葉》

小笠原自然観察指導員

連絡会のコーナー

◎四月二十二日はアースデイです。

アースデイは、地球環境を守る意思表示を自由に行う日です。一九七〇年四月二十二日に、アメリカの大学生だったデニス・ヘイズ氏の呼びかけに、全米で二千万人以上が参加したのが始まりです。

現在では、世界各地で自然観察会、コンサート、ポスターやエッセイのコンテスト、フリーマーケットが開催されています。

どうぞ皆さんもこの日には小笠原の、ひいてはこの地球の美しい自然環境の大切さについてじっくり考えてみて下さい。

清水良一

◎ムニンタツナミソウの白い花

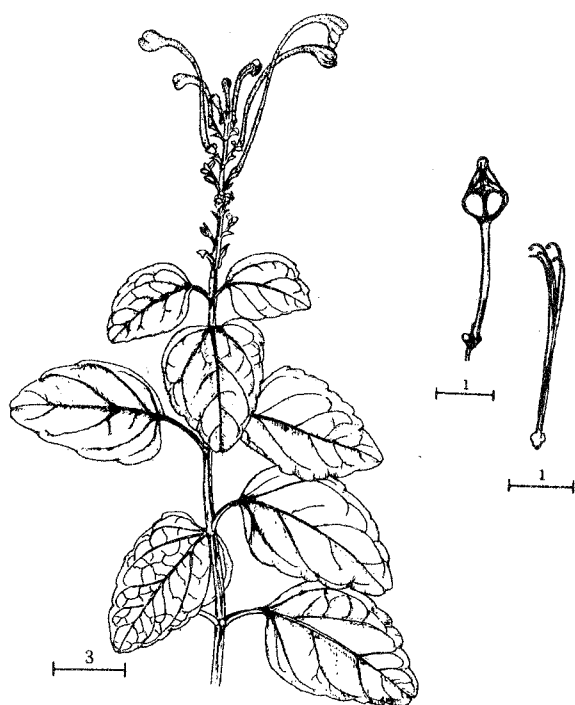
小笠原にも本格的な春が訪れ、春の花が咲き始めています。父島旭平の展望台にある駐車場の道を隔てた斜面には、ムニンタツナミソウが白い花を咲かせます。今年は暖かかったせいか、花の時期が早かったようです。少しつぼみが残っていたので、まだ見られるかもしれません。

ムニンタツナミソウはシソの仲間で、白く、細長い筒の形をした、キセルのような花を咲かせます。漢字では立波草と書き、波頭が砕けているような花の形から名付けられました。

ムニンタツナミソウは、内地のタツナミソウに比べ、花の長さが二倍以上も長く、サーファーが喜ぶような大波に見えます。(とはいっても長さは五～六cmですが)

なぜ、ムニンタツナミソウはこんなに長い花なのでしょう。

多分、自分専用の花粉の運び役である昆虫と仲良く進化してきたからでしょう。

ムニンタツナミソウ *Scutellaria longituba* Koidz.

しかし、今、ムニンタツナミソウの花に訪れる昆虫は見かけません。ほとんどの昆虫は、ムニンタツナミソウのような花の奥にある蜜を吸うことはできないのです。では、ムニンタツナミソウの蜜を吸い、花粉を運んでいた昆虫はどんな姿をしていたのでしょうか。ひよっとしたらどこかに生き残っていて、人目に触れずそつと蜜を吸っているのかもしれない。

上条明弘

◎子供と楽しむ春のハイキング

自然観察指導員連絡会では、お子さんも楽しめるような催しを今年から増やしていきます。その第一弾として、春の中山峠でのハイキングを行います。ふるってご参加ください。

★日時

四月十一日(日) 十三時三十分～十六時

★集合場所

小港駐車場

★コース

小港駐車場～中山峠～中山尾根

★持ち物

水筒、ビニール袋、軍手

※注意

①小学校低学年以下のお子さんには大人の方が付き添って下さい。

②雨天の場合は十八日に延期します。

連絡先

《上条》 二・三四五〇

(株)アボック社発行

小笠原植物図譜より

4 月から「健康福祉課」が設置されます

村役場では 4 月 1 日から「健康福祉課」を新設し、地域福祉センター内に事務所を置きます。これまで「村民課」で行ってきた保健・福祉の業務は「健康福祉課」に移管され、4 月 5 日(月)から業務を開始します。

4 月 5 日(月)以降の「村民課」「健康福祉課」各々の業務は、下記のとおりとなります。

村民課住民係

☎ 2 - 3 1 1 3

戸籍・住民基本台帳に関すること

- ・戸籍法に基づく届出等
(出産・死亡・婚姻・離婚・・・)
- ・住民基本台帳法に基づく届出等
(転入・転出・住民票発行・・・)
- ・外国人登録
- ・印鑑登録
- ・身分証明その他証明事務

国民健康保険に関すること

国民年金に関すること

介護保険に関すること

墓地・埋葬等に関すること

- ・埋葬・改葬等
- ・大根山霊園
- ・火葬場
- ・行旅病人、行旅死亡人事務

医療助成に関すること

- ・老人保健
- ・老人医療費
- ・心身障害者医療費
- ・ひとり親家庭医療
- ・乳幼児医療

老
福
障
親
乳

その他

- ・旧軍人援護
- ・行政相談
- ・災害援護
- ・巡回法律相談
- ・交通災害共済
- ・パスポート
- ・人権擁護
- ・扇浦交流センター

健康福祉課健康福祉係

☎ 2 - 3 9 3 9 ・ 3 9 4 0

高齢者福祉に関すること

- ・老人福祉手当
- ・高齢者施設(措置、費用)
- ・ホームヘルプサービス
- ・日常生活用具給付、貸与
- ・福祉電話貸出
- ・シルバーパス、ゴールドパス
- ・シルバーピア
- ・敬老大会

身体障害者福祉に関すること

- ・心身障害者福祉手当
- ・重度心身障害者手当
- ・心身障害者扶養年金
- ・更生医療
- ・補装具給付
- ・日常生活用具給付
- ・無料乗車券
- ・心身障害者巡回相談

児童福祉に関すること

- ・児童手当
- ・児童育成手当
- ・児童扶養手当
- ・出産費補助
- ・出産祝金(祝品)
- ・巡回児童相談
- ・こどもまつり

保険衛生に関すること

- ・健康審査(成人病ドック、がん検診)
- ・健康教育事業
- ・健康相談
- ・機能訓練
- ・訪問指導
- ・母子保険事業
(乳幼児健診・母親、育児学級
乳幼児巡回相談・・・)

保育所に関すること

地域福祉に関すること

小笠原村地域福祉センター 4 月 1 3 日 (火) オープン!

平成 6 年度から整備を進めてまいりました地域福祉センターについては、4 月 1 3 日から村民の皆様にご利用していただける運びとなりました。

これに伴い、父島村民会館の利用については、3 月 3 1 日をもって終了とさせていただきます。

地域福祉センターのご利用の概要

1. 開館日、時間

- (1) 平 日 午前 9 時から午後 9 時まで (月曜日は除く)
 (2) 土曜日 午前 9 時から午後 9 時まで
 (3) 日曜日 午前 9 時から午後 5 時まで ※毎週月曜日、年末年始は休館日です。
 (4) 祝 日 午前 9 時から午後 5 時まで

2. 利用の手続

旧村民会館と同様に、利用したい施設及び日時をご連絡いただき、予約状況を確認の上、申請書を提出して下さい。図書貸出しや自由開放されている施設の利用などは、特に利用申請の手続はいりませんが、団体での利用は必ず申請して下さい。

予約、申請手続の窓口、連絡先は、次のとおりです。

(1) 地域福祉センター総合受付 … TEL (2) 2911

(2) 小笠原村健康福祉課(センター内) … TEL (2) 3939 又は 3940

※ 4 月 5 日(月)からセンター内において申請できます。

3. ご利用できる施設

場所	施設名	設 備	利用可能人数	利 用 用 途
1 階	多目的ホール	テーブル、イス 簡易ステージ ホワイトボード エアロバイク ベルトバイブレーター 卓球台、鏡、ピアノ 音響設備、パーテーション	100 ～ 150	各種行事、式典、団体総会 クラブ活動、軽スポーツ 健康運動 結婚披露宴 展示会、発表会、音楽会、講演会 ※室内は防音になっています
	児童図書室	書 架 閲覧用テーブル	10	図書貸出し、図書閲覧、読書
	児童遊戯室		20 ～30	午前は社協ちびっ子クラブ 午後是一般児童に開放します
	ボランティアセンター	テーブル、イス 印刷機、複写機	15 ～20	ボランティア活動関係の会議、作業、情報 収集
	談話コーナー	書架、ソファ 雑誌架	10	受付待合い、談話、休憩
2 階	一般図書室	書 架 閲覧用テーブル	10	図書貸出し、図書閲覧、読書、自習 ※閲覧席が 10 席あります
	大会議室	テーブル、イス ビデオプロジェクター、給湯設備 120 インチスクリーン ビデオデッキ、LD プレーヤー TV チューナー、OHP	60 ～70	会議、団体総会 研修会、講演会、各種講座 文化的クラブ活動 映画会(ビデオ、LD)

〔その他〕・障害者トイレ内にベビーベッド(おむつ交換用)があります。
 ・館内にピンク電話、館外(玄関横)に公衆電話があります。

*利用可能人数は目安です。

お 知 ら せ

地域福祉センター内には、次の福祉関係の団体が入ります。

1. 小笠原村健康福祉課

- ①主な業務 高齢者などの福祉行政事務、保健事業事務、保育行政事務、センター施設の管理
- ②電話番号 2-3939
- ③その他 福祉、保健を担当する役場の新しい課です。業務の内容は、別紙をご参照下さい。

2. 社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会

- ①主な業務 高齢者などのサービス事業、相談など地域における福祉の総合的支援、ボランティア育成・活動支援
- ②電話番号 2-2486
- ③その他 民間福祉活動の中核団体です。センター内のボランティアセンターの運営も行ないます。

3. 社会福祉法人 明老会

- ①主な業務 高齢者在宅サービスセンターの施設運営
- ②電話番号 (未 定)
- ③その他 高齢者在宅サービスセンターの運営を行なう新しい団体です。デイサービス、ショートステイ事業を行ないます。

お披露目会開催のご案内

地域福祉センターをご利用していただくにあたり、下記の日程により、センターの利用についてご説明させていただき、併せてセンターの中をご案内いたします。センター内をご覧になりたい方は、ぜひお越し下さい。

日時 4 月 1 2 日 (月) 午後 3 時
場所 地域福祉センター多目的ホール

地域福祉センターの愛称を募集します

村では、この地域福祉センターを村の福祉活動の総合的な拠点として、また村民の方々のコミュニティの場として利用される施設作りをしていきたいと思っておりますが、そのような施設にふさわしい地域福祉センターの愛称、通称を付けたいと考えております。

つきましては、地域福祉センターのオープンにあたり、村民の皆様からもその名称を公募いたしたいと思っております。応募方法は下記のとおりですので、是非ご応募下さい。

記

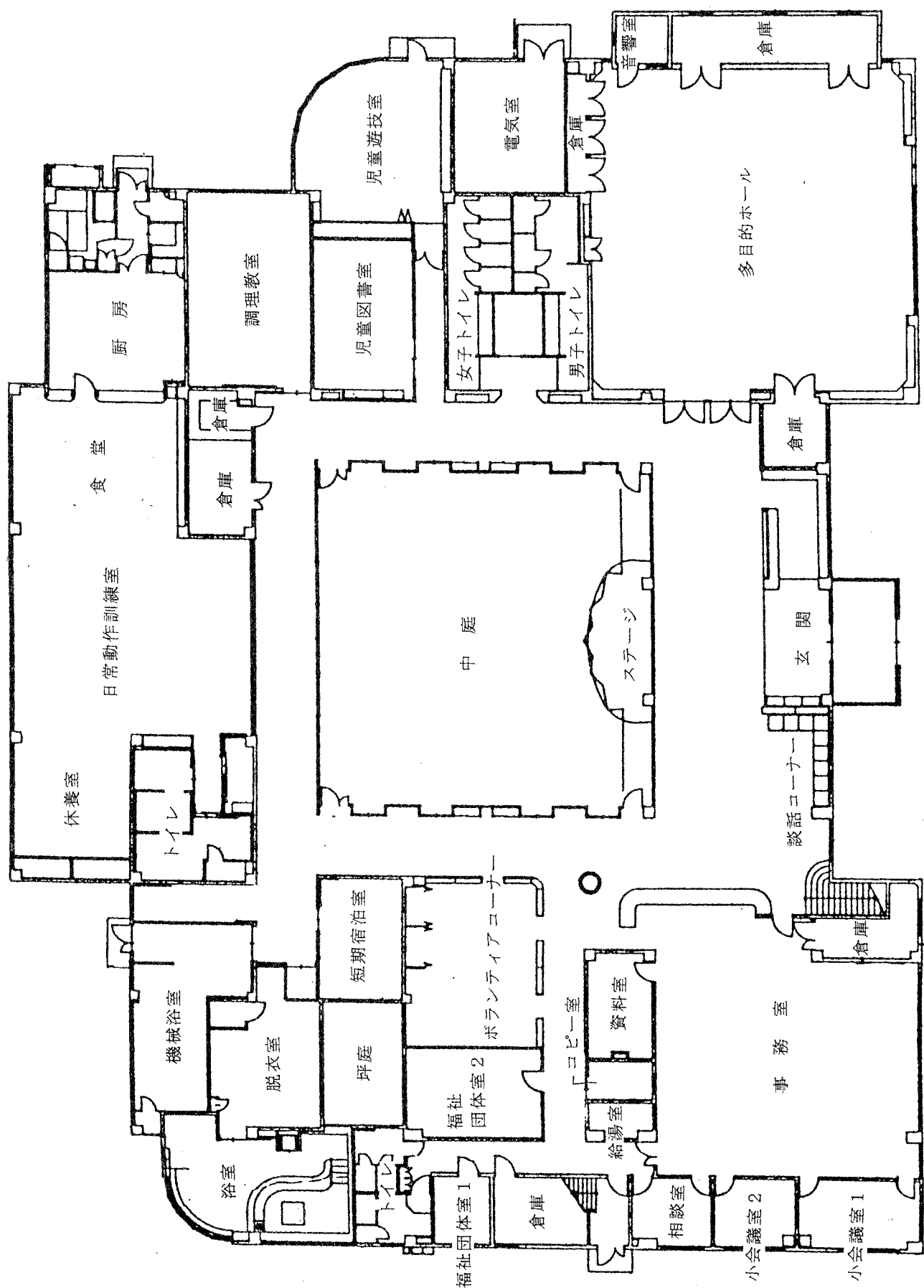
- 1. 応募期間 平成 11 年 4 月 13 日 (火) ~ 5 月 7 日 (金)
- 2. 応募方法 所定の応募用紙あるいはメモ用紙 (何でも結構です) に、
①センターの愛称、②お名前、③電話番号 をご記入の上、
地域福祉センター、村役場、母島支所に備え付けの応募箱に入れて下さい
電話連絡あるいは F A X による応募でも構いません。
- 3. 発表 5 月中旬頃、地域福祉センター掲示板に掲示するほか、村民だよりにて広報いたします。
- 4. その他 5 月もしくは 6 月に予定している地域福祉センター開所式典において、決定された愛称の考案者の方をご紹介します、副賞を添えて表彰させていただきます。

問合せ先：小笠原村健康福祉課健康福祉係

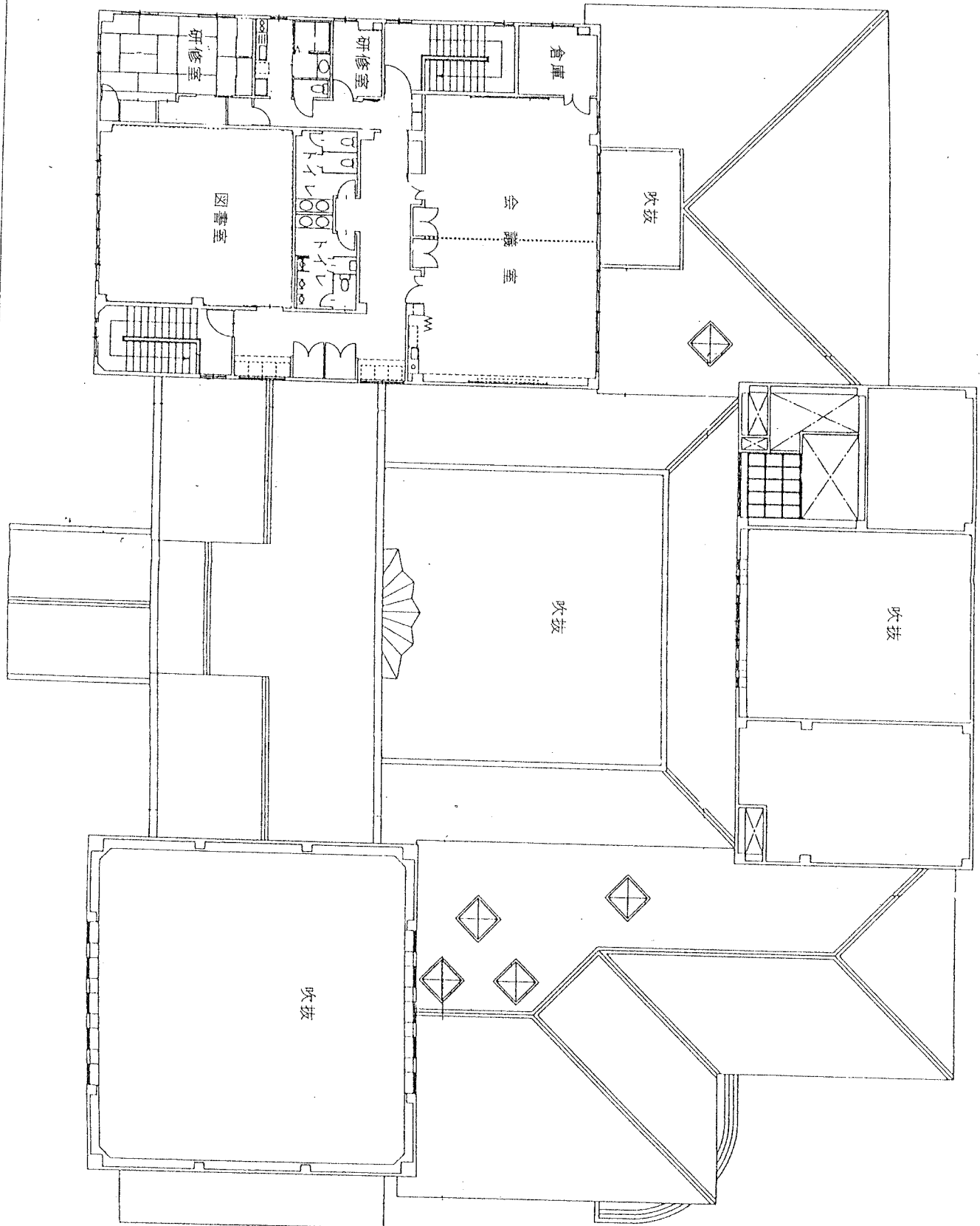
TEL (2) 3939 FAX (2) 3900

※ 4 月 5 日からセンター内で業務を開始します。

小笠原村地域福祉センター——平面概略図(1階)



小笠原村地域福祉センター 平面概略図(2階)



選挙管理委員会からのお知らせ

4月25日は小笠原村議会議員選挙投票日です ＜母島は繰上投票日4月24日(土)です＞

もう一つの統一地方選挙として、東京都知事選挙に引き続き、小笠原村議会議員選挙が行われます。この選挙は、私たち小笠原村民にとって極めて重要な選挙です。私たちの身の回りの問題を解決し、より良い小笠原村を実現するにふさわしい代表者を選び出さなければならないからです。そのためには、有権者であるすべての村民の皆様にご投票していただき、一切の不正、腐敗を許さない美しい選挙が行われなければなりません。明るく希望に満ちた未来の小笠原村を築くために、村民の皆様にご賛同とご協力をお願いいたします。

選 挙 日 程

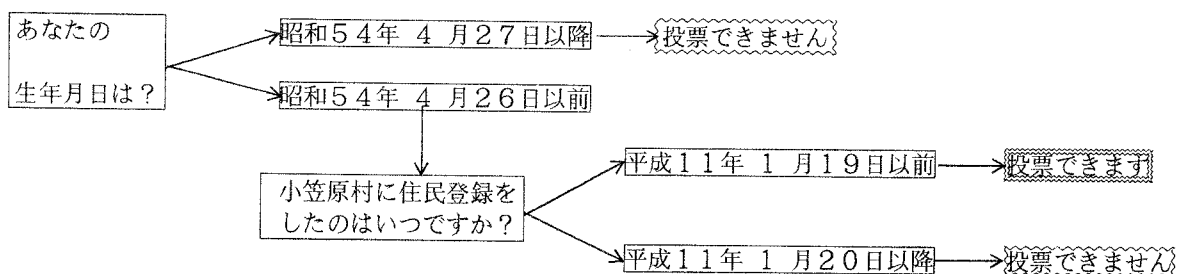
告示日	平成11年4月20日(火)	
繰上投票日(母島)	4月24日(土)	午前7時から午後8時まで
投票日(父島)	4月25日(日)	午前7時から午後8時まで
開票日	4月25日(日)	午後9時から(即日開票)

父島 → 小笠原村役場
母島 → 母島村民会館

☆なお、今回の各投票所は 父島 → 小笠原村役場 母島 → 母島村民会館 です。

◎最近転入届を出された方や、20歳になられた方へ

あなたは有権者でしょうか？



※ 詳しくは、選挙管理委員会までお早めにお問い合わせ下さい。

不在者投票について

投票は、原則として投票日(もしくは繰上投票日)に投票所において行うもの、となっています。しかし、投票日に投票所へ行けない方のために不在者投票制度があり、4月20日から投票日の前日までの間、選挙管理委員会において事前に投票をすることができます。

不在者投票は期間中毎日、
父島：村役場 → 午前8時30分～午後8時
母島：母島支所 → 午前8時30分～午後6時
にて受け付けます。
投票所入場券が既に届いている場合はご持参下さい。

なお、不在者投票の請求は告示日前でもできます。不在者投票できる事由が緩和されただけでなく、印鑑も不要となりました。不明な点については、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。

◎問い合わせ先：小笠原村選挙管理委員会事務局 2-3111